

広島県告示第九百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、大崎上島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、大崎上島町長から届出があつた。

平成二十一年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
大字	字	大字	字
中野	郷平 (山林部)	中野	不動根
	地番	光保	
	一九二の五、一九二の六、二〇一の二、二〇三から二〇九まで、二二〇の三から二二〇の五まで、二二一の二	弥陀平	
	二二一の一、二二二、二二三、二二六の二、二二六の三、二二三から二二五まで、二二六の一から二二六の三まで及びこれらの区域に介在する里道の全部	柏原 (耕地部)	
	四二三	観音谷	
	池之奥 (山林部)	奴丹戸	
	四二六、四二七、四三〇の一から四三〇の三まで、四三一から四三六まで、四三八、四三九	石ヶ坪	
	四二八、四二九、四三七、四四〇、四四四の一、四四四の二、四四五及びこれらに隣接する里道の全部	柏原 (山林部)	
	四七一〇		

明見	弥陀平	粟島下	大納	胡子堂 (山林部)	山崎 (山林部)
					<p>五八三、五八四、五八五の1から五八五の三まで、五八七の1、五八七の2、五八八から六〇二まで、六〇三の1、六〇三の2、六〇四、甲六〇五、六〇六、六〇七の1から六〇七の三まで、六〇八から六一一まで、六一三から六一九まで、六二〇の1、六二〇の2及びこれらの区域に介在する里道の全部</p>
<p>五八三の1から五八三の四まで、五八五、五九二、五九三及びこれらの区域に隣接介在する里道・水路の全部並びに五九四の1、五九四の2及びこれらに隣接する里道の1部</p>	<p>五〇四の1から五〇四の六まで、五〇七、五〇八、五一〇、五一一、五一六、五一七、甲五一八、乙五一八、五七一、五七四に隣接する水路の全部</p>	<p>四八六の1、四八六の四に隣接する里道・水路の1部</p>	<p>四八四の1、四八三、甲四八五、四八六の1、四八六の2、四八六の四から四八六の六までに隣接する水路の1部</p>	<p>六二七の2、六二八の1、六二八の2及びこれらの区域に隣接する里道の1部</p>	六二二
<p>五九四の1から五九四の六まで、五〇七、五〇八、五一〇、五一一、五一六、五一七、甲五一八、乙五一八、五七一、五七四に隣接する水路の全部</p>	<p>五二二の2、五二三の3、五二五の2、五三六の3から五三六の五まで、及び五二〇の2、五二二の2、五二三の1、五二四の2、五二五の2、五三五、五三六の1、五三六の3に隣接する里道の1部及び五四〇、五四二、五四三、五四四の2及びこれらの区域に隣接する里道の全部</p>	<p>五一九の2、五一九の3、五二〇の2、五二〇の3及び五一九の2に隣接する水路の全部及び五二〇の2に隣接する里道の1部</p>	<p>四八四の2</p>	<p>四〇六の1から四〇六の六まで、四〇七、四〇八の1から四〇八の四まで、四一三の2から四一三の五まで及びこれらの区域に隣接する水路の全部</p>	
<p>五九五から五九八まで及びこれらの区域に隣接する里道の1部</p>					

光保	弥陀平	粟島下	光保	大門	弥陀平	大門	観音谷	弥陀平	源田	大門
----	-----	-----	----	----	-----	----	-----	-----	----	----

東野													
脇ノ浦 (山林部)	東野 舞鶴新開	中野 脇之浦			中野 下名		光末	高田	石ヶ坪	観音谷	不動根		
		四五一の六、四五一の七	四五〇二の二	九二五の四	九六〇の二及び九六〇の一、九六二の一、九六二の二、九六三に隣接する里道の全部	九六三	八九九の四、八九九の五、九〇〇の三	九〇五、九一一	八八六	二五一一から二五一五まで	二四九七	一三八〇	七五六の三
		東野			中野	東野	中野	東野					
東野 脇ノ浦 (耕地部)		東野 舞鶴新開	東野 舞鶴新開	中野 下名	東野 舞鶴新開	中野 脇之浦	東野 下名	大門	観音谷	粟島下	源田		